

平成 29 年 3 月 議 案 概 要 書
市 議 会 定 例 会 (当初予算等分)

< 議案 >

A 予算案件 (21件)

1 一般会計

(1) 平成29年度富山市一般会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 継続費 ウ 債務負担行為 エ 地方債

2 特別会計

(1) 平成29年度富山市公債管理特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(2) 平成29年度富山市駐車場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(3) 平成29年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(4) 平成29年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(5) 平成29年度富山市まちなか診療所事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(6) 平成29年度富山市介護保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(7) 平成29年度富山市国民健康保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(8) 平成29年度富山市企業団地造成事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(9) 平成29年度富山市白樺ハイツ事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(10) 平成29年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(11) 平成29年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(12) 平成29年度富山市競輪事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(13) 平成29年度富山市農業集落排水事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(14) 平成29年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(15) 平成29年度富山市軌道整備事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(16) 平成29年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

3 企業会計

(1) 平成29年度富山市水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

ウ 企業債

(2) 平成29年度富山市工業用水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

(3) 平成29年度富山市公共下水道事業会計予算

- ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
- ウ 継続費 エ 企業債

(4) 平成29年度富山市病院事業会計予算

- ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
- ウ 企業債

B 条例案件（26件）

1 富山市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 部の新設

- ア 名称 こども家庭部
- イ 分掌事務
 - (ア) こどもの育成及び子育て支援に関する事項
 - (イ) 少子化対策に関する事項
 - (ウ) 児童福祉に関する事項
 - (エ) 母子保健に関する事項

(2) 施行期日 平成29年4月1日

2 富山市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 市長の附属機関の追加

名 称	委員定数	任 期
富山市外郭団体のあり方検討委員会	10人以内	2年
富山市PPP事業手法検討委員会	6人以内	2年
富山市空家等対策推進協議会	10人以内	2年

(2) 施行期日 平成29年4月1日

3 富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の規定に係る子の範囲の改正

子の範囲に、民法に基づく特別養子縁組を成立させるために必要な監

護期間中の子及び将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした養子縁組里親に委託されている子等を加える。

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 平成29年4月1日

4 富山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 育児休業及び育児短時間勤務の対象となる子の範囲の改正

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の条例で定める者として、児童相談所が措置として養育里親である職員に委託された児童を規定する。

(2) 同一の子について、再度育児休業及び育児短時間勤務をすることができる特別な事情を追加

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項ただし書の条例で定める特別な事情に、養子縁組が成立せず家事審判事件が終了した場合及び児童相談所の措置が解除された場合を追加する。

(3) 施行期日 平成29年4月1日

5 富山市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 再度の延長ができる特別の理由の追加

「法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第3条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。」

(2) 施行期日 平成29年4月1日

6 富山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 任命権者から市長へ報告する事項の改正

「勤務成績の評定の状況」を削除し、「職員の人事評価の状況」及び「職員の退職管理の状況」を追加する。

(2) 施行期日 平成29年4月1日

7 富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 等級別基準職務表の改正

医療職給料表2級の基準職務の改正

「主査の職務」 → 「主査及び医長の職務」

(2) 特殊勤務手当の改正

ア 深夜・早朝勤務手当の改正

対象となる業務から、助産師、看護師又は准看護師の業務を除く。

イ 医療・保健業務手当の改正

(ア) 医師又は歯科医師が医療業務に従事したとき（新設）

医長 月額55,000円

その他の医師 月額50,000円

(イ) 医師又は歯科医師（臨床研修指導医に限る。）が臨床研修医の指導業務に従事したとき（新設） 日額 1,000円

(ウ) 血液若しくは体液の採取又は尿若しくは便の処理を行ったとき
（改正）

支給対象である看護師、准看護師又は保健師に、助産師を追加

(エ) 助産師、看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を深夜において行う看護業務に従事したとき（新設）

7時間の勤務 1回 6,800円

4時間以上7時間未満の勤務 1回 3,300円

2時間以上4時間未満の勤務 1回 2,900円

2時間未満の勤務 1回 2,000円

ウ 夜間診療等業務手当の新設

医師又は歯科医師が正規の勤務時間外に救急診療等の業務に従事するため自宅における待機を命ぜられたとき 1回800円

(3) 施行期日 平成29年4月1日

8 富山市市税条例等の一部を改正する条例制定の件

(1) 法人市民税に係る法人税割の税率の改正

「100分の12.1」 → 「100分の8.4」

※ 附則において、平成31年10月1日以後に開始する（連結）事業年度分の法人市民税について適用する。

(2) 個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の対象となる居住年及び適用年度の改正

ア 居住年の延長 「平成31年」 → 「平成33年」

イ 適用年度の延長 「平成41年度」 → 「平成43年度」

(3) 軽自動車税に係る改正

ア 環境性能割の創設

(ア) 納税義務者

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課することとする。

(イ) 課税標準

課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とすることとする。

(ウ) 税率（乗用）

区分	対象車	自家用	営業用
電気自動車等		非課税	非課税
平成32年度燃費基準+10%達成車		非課税	非課税
平成32年度燃費基準達成車		1.0%	0.5%
平成27年度燃費基準+10%達成車		2.0%	1.0%
上記以外の車		3.0%	2.0%

※営業用の税率は、附則において、当分の間、適用する。

(エ) 徴収の方法 申告納付の方法による。

(オ) 不申告等に関する過料

申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科することとする。

(カ) 賦課徴収の特例

当分の間、県が行うものとする。

イ 環境負荷の小さい軽自動車に対する税率軽減特例の延長

(ア) 期間

「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」

↓

「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」

(イ) 対象年度

「平成28年度」 → 「平成29年度」

(4) その他規定の整備

(5) 施行期日 平成31年10月1日。ただし、(2)は公布の日、
(3)イは、平成29年4月1日

9 富山市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 管理又は監督の地位にある職員の職に就いていた者が、離職後2年間、営利企業等の地位に就いた場合に届け出なければならない対象者に、県費負担教職員を追加し、届出先を富山市教育委員会とする。

(2) 施行期日 平成29年4月1日

10 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 利用者負担額の改正

第3階層(※) 「月額11,400円」→「月額9,400円」

※ 市町村民税の所得割課税世帯で、その所得割の額が77,101円未満の世帯

(2) 施行期日 平成29年4月1日

11 富山市幼稚園保育料等徴収条例及び富山市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 保育料の納期 「その月の5日まで」 → 「当月分を翌月の5日まで」

(2) 施行期日 平成29年4月1日

12 富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 分館の廃止

ア 富山市立上滝公民館岡田分館

イ 富山市立福沢公民館瀬戸分館

(2) 施行期日 平成29年4月1日

13 富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定就労継続支援A型事業者の運営に関する基準の改正

ア 指定就労継続支援A型事業所ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する運営規程を定めなければならないこととする。

イ 利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえた就労の機会の提供を行うこととする。

ウ 生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしなければならないこととし、利用者に支払う賃金及び工賃の額について、原則、自立支援給付から充当してはならないこととする。

(2) 施行期日 平成29年4月1日

14 富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 就労継続支援A型事業者の運営に関する基準の改正

ア 就労継続支援A型事業所ごとに、事業の運営についての規則で定め

る重要事項に関する運営規程を定めなければならないこととする。

イ 利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえた就労の機会の提供を行うこととする。

ウ 生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしなければならないこととする。

(2) 施行期日 平成29年4月1日

15 富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 福島保育所の移転

「八尾町福島80番地」 → 「八尾町福島961番地」

(2) 施行期日 規則で定める日

16 富山市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 所得制限の廃止

(2) 小・中学生の通院に係る医療給付の自己負担（診療月ごとに1,000円）の廃止

(3) 小・中学生に係る助成金の交付方法を償還払いから現物給付に改正

(4) 施行期日 平成29年10月1日

17 富山市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 引用法令の改正

(2) 施行期日 平成29年4月1日

18 富山市細入総合福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) デイサービスセンターの利用者の改正

「介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第11項に規定する通所介護に関する給付を受けることができる者」

↓

「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給を受けることができる者」

(2) デイサービスセンターの利用料の改正

「介護保険法の規定に基づき通所介護に関する給付を受けた者が負担すべき額」

↓

「法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した額」

(3) 施行期日 平成29年4月1日

19 富山市地区福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 朝日地区福祉センターの廃止

(2) 施行期日 平成29年4月1日

20 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 地域プールの廃止

ア 富山市和合プール

イ 富山市三郷プール

(2) ストリートスポーツパークに係る附属設備の使用料の追加

(3) 施行期日 平成29年4月1日

21 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) PETがندوق使用料の改正

ア 通常（1泊2日）

「111,000円」 → 「114,000円」

イ アに乳房検査及び子宮検査を加えたもの

「123,000円」 → 「126,000円」

(2) 人間ドック使用料の改正

ア 1泊2日

「63,000円」 → 「66,000円」

イ アに乳房検査及び子宮検査を加えたもの

「69,500円」 → 「72,500円」

(3) 検査項目の新設

区 分	金額 (円)
サインポスト遺伝子検査料	38,000

(4) 施行期日 平成29年4月1日

22 富山市古洞の森自然活用村条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 施設の利用料金の改正

ア ふれあいセンター

附属設備の規定を削除する。

イ ケビン

超過料金の規定を追加する。

「宿泊者は、施設の運営上支障がないと認めるときは、宿泊する場合における供用時間を超えて引き続いて使用することができる。この場合における超過料金の額は、別に定める。」

ウ バーベキューガーデン

バーベキューセット

単 位	金額 (円)
1式1回	2,000

↓

単 位	金額 (円)	超過時間1時間につき (円)
3時間につき	2,000	700

エ 健康拠点施設

健康養生室の利用料金を追加する。

種 別	使用時間区分による金額（円）		超過時間 1 時間に つき（円）
	10時～15時	16時～21時	
健康養生室	4,000	4,000	1,000

(2) 施行期日 平成29年4月1日

23 富山市集落センター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市瀬戸集落センターの廃止

(2) 施行期日 平成29年4月1日

24 富山市林道条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 大沢野町長水須線の区間の改正

「富山市町長字百刈割から富山市水須字上道掛割」

↓

「富山市町長字百刈割から富山市水須字下道掛割」

(2) 施行期日 平成29年4月1日

25 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の全面施行に伴う手数料の新設

ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務

(ア) 工場等の用途に供する建築物

a モデル建物法によるもの

建築物の床面積の合計	金額（円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	95,000
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	140,000
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	180,000
25,000平方メートル以上のもの	220,000

b 標準入力法又は主要室入力法によるもの

建築物の床面積の合計	金額（円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43,000
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	100,000
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	150,000
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	190,000
25,000平方メートル以上のもの	230,000

(イ) 工場等以外の用途に供する建築物

a モデル建物法によるもの

建築物の床面積の合計	金額（円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	150,000
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	240,000
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	370,000
25,000平方メートル以上のもの	430,000

b 標準入力法又は主要室入力法によるもの

建築物の床面積の合計	金額（円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	370,000
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	520,000
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	640,000

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	760,000
25,000平方メートル以上のもの	870,000

イ 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務

(ア) 工場等の用途に供する建築物

a モデル建物法によるもの

建築物の床面積の合計	金額（円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	32,000
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,000
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	130,000
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	170,000
25,000平方メートル以上のもの	210,000

b 標準入力法又は主要室入力法によるもの

建築物の床面積の合計	金額（円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,000
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	140,000
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	170,000
25,000平方メートル以上のもの	210,000

(イ) 工場等以外の用途に供する建築物

a モデル建物法によるもの

建築物の床面積の合計	金額（円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	86,000
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	160,000
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	220,000
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000
25,000平方メートル以上のもの	320,000

b 標準入力法又は主要室入力法によるもの

建築物の床面積の合計	金額（円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	200,000
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	300,000
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	390,000
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	460,000
25,000平方メートル以上のもの	530,000

ウ 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書の交付に関する事務

(ア) 工場等の用途に供する建築物

a モデル建物法によるもの

(1) イ(ア) aに掲げる額

b 標準入力法又は主要室入力法によるもの

(1) イ(ア) bに掲げる額

(イ) 工場等以外の用途に供する建築物

a モデル建物法によるもの

(1) イ(イ) aに掲げる額

b 標準入力法又は主要室入力法によるもの

(1) イ(イ) bに掲げる額

(2) 低炭素建築物新築等計画の認定に関する事務の手数料に係る改正

ア 名称の変更

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」

↓

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」

イ 手数料の改正

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出がない場合で、非住宅の認定のとき

(ア) 評価機関の事前審査を経ていないとき

非住宅部分の床面積の合計	金額（円）	金額（円）	
		モデル建物法	標準入力法又は主要室入力法
300平方メートル以内のもの	242,000	87,000	230,000
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	386,000	150,000	370,000
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	549,000	240,000	520,000
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	674,000	310,000	640,000
10,000平方メートル	794,000	370,000	760,000

を超え25,000平方メートル以内のもの			
25,000平方メートルを超えるもの	906,000	430,000	870,000

(イ) 評価機関の事前審査を経ているとき

非住宅部分の床面積の合計	金額 (円)		金額 (円)
300平方メートル以内のもの	9,000		9,300
2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	81,000		80,000
5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	128,000		130,000
10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	162,000	→	160,000
25,000平方メートルを超えるもの	203,000		200,000

(3) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定に関する事務の手数料の改正

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出がない場合で、非住宅の認定のとき

ア 評価機関の事前審査を経ないとき

非住宅部分の床面積の合計	金額 (円)	金額 (円)	
		モデル建物法	標準入力法又は主要室入力法
300平方メートル以内のもの	125,000	48,000	120,000
300平方メートルを超え 2,000平方メートル以	206,000	86,000	200,000

内のもの			
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	314,000	→	160,000 300,000
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	400,000		220,000 390,000
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	477,000		260,000 460,000
25,000平方メートルを超えるもの	553,000		320,000 530,000

イ 評価機関の事前審査を経ているとき

非住宅部分の床面積の合計	金額（円）		金額（円）
300平方メートル以内のもの	9,000		9,300
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	81,000		80,000
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	128,000	→	130,000
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	162,000		160,000
25,000平方メートルを超えるもの	203,000		200,000

(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する事務の手数料に係る改正

ア 名称の変更

「登録建築物調査機関」

↓

「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」

イ 手数料の改正

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出がない場合

(ア) 一戸建ての住宅の認定

a 設計住宅性能評価書又は建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証がないとき

住宅部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの
「39,000円」 → 「38,000円」

b 設計住宅性能評価書又は建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証があるとき

「5,000円」 → 「4,700円」

(イ) 共同住宅の住棟全体の認定又は住戸部分の認定を含む住棟全体の認定

a 設計住宅性能評価書又は建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証がないとき

住棟部分の床面積の合計	金額（円）	金額（円）
300平方メートル未満のもの	70,000	69,000
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	117,000	110,000
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	199,000	200,000
5,000平方メートル以上のもの	285,000	280,000

b 設計住宅性能評価書又は建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証があるとき

住棟部分の床面積の合計	金額（円）	金額（円）
300平方メートル未満のもの	10,000	9,300

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000	→	45,000
5,000平方メートル以上のもの	82,000		80,000

(ウ) 非住宅の認定

a 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証がないとき

(a) モデル建物法によるもの

非住宅部分の床面積の合計	金額 (円)		金額 (円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	148,000		150,000
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	239,000		240,000
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	313,000	→	310,000
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	376,000		370,000
25,000平方メートル以上のもの	441,000		430,000

(b) 標準入力法又は主要室入力法によるもの

非住宅部分の床面積の合計	金額 (円)		金額 (円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	373,000		370,000
2,000平方メートル以上5,000平方メートル	532,000		520,000

未満のもの		
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	656,000	→ 640,000
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	775,000	760,000
25,000平方メートル以上のもの	884,000	870,000

b 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証があるとき

非住宅部分の床面積の合計	金額（円）	金額（円）
300平方メートル未満のもの	10,000	9,300
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	82,000	80,000
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	164,000	→ 160,000
25,000平方メートル以上のもの	205,000	200,000

(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に関する事務の手数料の改正

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出がない場合

ア 一戸建ての住宅の認定

(ア) 設計住宅性能評価書又は建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証がないとき

a 住宅部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの
「20,000円」 → 「19,000円」

b 住宅部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの

「22,000円」 → 「21,000円」

(イ) 設計住宅性能評価書又は建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証があるとき

「5,000円」 → 「4,700円」

イ 共同住宅の住棟全体の認定又は住戸部分の認定を含む住棟全体の認定

(ア) 設計住宅性能評価書又は建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証がないとき

住棟部分の床面積の合計	金額（円）		金額（円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,000		67,000
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	121,000	→	120,000
5,000平方メートル以上のもの	182,000		180,000

(イ) 設計住宅性能評価書又は建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証があるとき

(4) イ(イ) bに掲げる額に改正する。

ウ 非住宅の認定

(ア) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証がないとき

a モデル建物法によるもの

非住宅部分の床面積の合計	金額（円）		金額（円）
300平方メートル未満のもの	49,000		48,000
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	87,000	→	86,000

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	159,000	160,000
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	268,000	260,000

b 標準入力法又は主要室入力法によるもの

非住宅部分の床面積の合計	金額（円）	金額（円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	306,000	300,000
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	391,000	390,000
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	468,000	460,000
25,000平方メートル以上のもの	542,000	530,000

(イ) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証があるとき

(4) イ(ウ) bに掲げる額に改正する。

(6) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に関する事務の手数料に係る改正

ア 名称の変更

「登録建築物調査機関」

↓

「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」

イ 手数料の改正

(ア) 一戸建ての住宅の認定

a 建設住宅性能評価書、建築物のエネルギー消費性能基準に係る技術的審査適合証、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書又は低炭素建築物新築等計画認定通知書がないとき

(a) 性能基準によるもの

住宅部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの
「39,000円」 → 「38,000円」

(b) 仕様基準によるもの

住宅部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの
「18,000円」 → 「17,000円」

b 建設住宅性能評価書、建築物のエネルギー消費性能基準に係る技術的審査適合証、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書又は低炭素建築物新築等計画認定通知書があるとき

「5,000円」 → 「4,700円」

(イ) 共同住宅の住棟全体の認定又は住戸部分の認定を含む住棟全体の認定

a 建設住宅性能評価書、建築物のエネルギー消費性能基準に係る技術的審査適合証、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書又は低炭素建築物新築等計画認定通知書がないとき

(a) 性能基準によるもの

住棟部分の床面積の合計	金額 (円)		金額 (円)
300平方メートル未満のもの	70,000		69,000
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	117,000	→	110,000
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	199,000		200,000
5,000平方メートル以上のもの	285,000		280,000

(b) 仕様基準によるもの

住棟部分の床面積の合計	金額 (円)		金額 (円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000	→	57,000
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000		100,000
5,000平方メートル以上のもの	158,000		160,000

- b 建設住宅性能評価書、建築物のエネルギー消費性能基準に係る技術的審査適合証、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書又は低炭素建築物新築等計画認定通知書があるとき

(4) イ(イ) bに掲げる額に改正する。

(ウ) 非住宅の認定

- a 建築物のエネルギー消費性能基準に係る技術的審査適合証、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書又は低炭素建築物新築等計画認定通知書がないとき

(a) モデル建物法によるもの

(4) イ(ウ) a(a)に掲げる額に改正する。

(b) 標準入力法又は主要室入力法によるもの

(4) イ(ウ) a(b)に掲げる額に改正する。

- b 建築物のエネルギー消費性能基準に係る技術的審査適合証、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書又は低炭素建築物新築等計画認定通知書があるとき

(4) イ(ウ) bに掲げる額に改正する。

(7) 電動ダムウェーターの確認検査に係る規定の整備

建築設備に係る確認に関する事務、建築設備に係る完了検査に関する事務、昇降機に係る完了検査に関する事務及び建築設備に係る中間検査に関する事務から、電動ダムウェーターの手数料の規定を削除する(他

の建築設備と同様の額とする。) 。

(8) 施行期日 平成 2 9 年 4 月 1 日

26 富山市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 防火対象物の消防用設備等の状況の公表

消防局長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができることとする。

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 平成 3 0 年 4 月 1 日。ただし、(2) は公布の日。

C その他の議決案件 (4 件)

1 辺地に係る総合整備計画策定の件

2 財産取得の件

(1) 豊田公民館・地区センター・図書館等

ア 取得価格 5 7 9 , 9 8 1 , 6 0 0 円

3 財産の無償貸付の件

山田米乾燥調製育苗施設等を山田村農業協同組合へ貸付するもの

4 市道路線の認定及び廃止の件

<その他>

D 追加提出（7件）

1 契約案件（1件）

（1）包括外部監査契約締結の件

2 人事案件（6件）

（1）富山市教育委員会の教育長の任命に関し同意を求める件

（2）富山市教育委員会の委員の任命に関し同意を求める件

（3）富山市監査委員の選任に関し同意を求める件

（4）富山市公平委員会の委員の選任に関し同意を求める件

（5）富山市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求める件

（6）人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求める件

平成29年度 富山市予算案 会計別構成

(単位：千円、%)

区 分 会 計 名	平成29年度		平成28年度		対前年度比較		
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A/B	
一般会計	154,439,079	45.0	155,770,762	45.1	▲ 1,331,683	99.1	
特別会計	1 公債管理特別会計	30,673,644	8.9	30,289,744	8.8	383,900	101.3
	2 駐車場事業特別会計	415,792	0.1	428,090	0.1	▲ 12,298	97.1
	3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	35,704	0.0	28,791	0.0	6,913	124.0
	4 後期高齢者医療事業特別会計	10,353,291	3.0	9,483,534	2.7	869,757	109.2
	5 まちなか診療所事業特別会計	121,753	0.0			121,753	皆増
	6 介護保険事業特別会計	41,604,979	12.1	40,097,359	11.6	1,507,620	103.8
	7 国民健康保険事業特別会計	43,342,612	12.6	44,516,179	12.9	▲ 1,173,567	97.4
	8 企業団地造成事業特別会計	2,331,559	0.7	232,127	0.1	2,099,432	1,004.4
	9 白樺ハイツ事業特別会計	67,092	0.0	65,704	0.0	1,388	102.1
	10 牛岳温泉健康センター事業特別会計	69,296	0.0	67,038	0.0	2,258	103.4
	11 牛岳温泉スキー場事業特別会計	189,049	0.1	172,416	0.0	16,633	109.6
	12 競輪事業特別会計	12,651,414	3.7	17,142,915	5.0	▲ 4,491,501	73.8
	13 農業集落排水事業特別会計	1,352,667	0.4	1,349,526	0.4	3,141	100.2
	14 公設地方卸売市場事業特別会計	227,694	0.1	467,860	0.1	▲ 240,166	48.7
	15 軌道整備事業特別会計	21,629	0.0	23,217	0.0	▲ 1,588	93.2
	16 賃貸住宅・店舗事業特別会計	180,787	0.1	180,424	0.1	363	100.2
特別会計 小計	143,638,962	41.8	144,544,924	41.8	▲ 905,962	99.4	
企業会計	17 水道事業会計	9,717,221	2.8	9,589,724	2.8	127,497	101.3
	18 工業用水道事業会計	374,324	0.1	359,089	0.1	15,235	104.2
	19 公共下水道事業会計	22,244,895	6.5	22,150,705	6.4	94,190	100.4
	20 病院事業会計	13,104,112	3.8	13,153,706	3.8	▲ 49,594	99.6
企業会計 小計	45,440,552	13.2	45,253,224	13.1	187,328	100.4	
合 計	343,518,593	100.0	345,568,910	100.0	▲ 2,050,317	99.4	

平成29年度 一般会計予算案 歳入 款別構成

(歳入)

(単位：千円、%)

区 分 款	平成29年度		平成28年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 市税	72,826,196	47.2	72,013,465	46.2	812,731	101.1
2 地方譲与税	1,340,000	0.9	1,323,200	0.8	16,800	101.3
3 利子割交付金	52,000	0.0	115,000	0.1	▲ 63,000	45.2
4 配当割交付金	435,000	0.3	635,000	0.4	▲ 200,000	68.5
5 株式等譲渡所得割交付金	226,000	0.1	350,000	0.2	▲ 124,000	64.6
6 地方消費税交付金	7,958,000	5.2	8,977,000	5.8	▲ 1,019,000	88.6
7 ゴルフ場利用税交付金	71,000	0.0	77,000	0.0	▲ 6,000	92.2
8 自動車取得税交付金	325,000	0.2	247,000	0.2	78,000	131.6
9 地方特例交付金	230,000	0.1	240,000	0.2	▲ 10,000	95.8
10 地方交付税	16,600,000	10.7	17,400,000	11.2	▲ 800,000	95.4
11 交通安全対策特別交付金	80,000	0.1	80,000	0.1	0	100.0
12 分担金及び負担金	199,151	0.1	605,910	0.4	▲ 406,759	32.9
13 使用料及び手数料	3,412,461	2.2	3,385,207	2.2	27,254	100.8
14 国庫支出金	18,800,327	12.2	19,457,435	12.5	▲ 657,108	96.6
15 県支出金	10,912,164	7.1	10,510,705	6.7	401,459	103.8
16 財産収入	391,269	0.3	337,129	0.2	54,140	116.1
17 繰入金	2,103,637	1.4	1,733,911	1.1	369,726	121.3
18 諸収入	3,155,374	2.0	3,496,500	2.2	▲ 341,126	90.2
19 市債	15,321,500	9.9	14,786,300	9.5	535,200	103.6
合 計	154,439,079	100.0	155,770,762	100.0	▲ 1,331,683	99.1

平成 29 年度 市税等の一般財源案

(単位：千円、%)

款 項	区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	対前年度比較	
		予算案 A	予算額 B	A - B	A / B
1	市税	72,826,196	72,013,465	812,731	101.1
	(1) 市民税	31,510,196	31,863,465	▲ 353,269	98.9
	ア 個人	23,675,196	23,469,465	205,731	100.9
	イ 法人	7,835,000	8,394,000	▲ 559,000	93.3
	(2) 固定資産税	30,056,000	28,961,000	1,095,000	103.8
	(3) 軽自動車税	1,014,000	970,000	44,000	104.5
	(4) 市たばこ税	2,729,000	2,830,000	▲ 101,000	96.4
	(5) 入湯税	98,000	105,000	▲ 7,000	93.3
	(6) 事業所税	3,492,000	3,437,000	55,000	101.6
	(7) 都市計画税	3,927,000	3,847,000	80,000	102.1
2	地方譲与税	1,340,000	1,323,200	16,800	101.3
	(1) 地方揮発油譲与税	382,000	358,000	24,000	106.7
	(2) 自動車重量譲与税	934,000	943,000	▲ 9,000	99.0
	(3) 特別とん譲与税	2,000	2,200	▲ 200	90.9
	(4) 航空機燃料譲与税	22,000	20,000	2,000	110.0
3	利子割交付金	52,000	115,000	▲ 63,000	45.2
4	配当割交付金	435,000	635,000	▲ 200,000	68.5
5	株式等譲渡所得割交付金	226,000	350,000	▲ 124,000	64.6
6	地方消費税交付金	7,958,000	8,977,000	▲ 1,019,000	88.6
7	ゴルフ場利用税交付金	71,000	77,000	▲ 6,000	92.2
8	自動車取得税交付金	325,000	247,000	78,000	131.6
9	地方特例交付金	230,000	240,000	▲ 10,000	95.8
10	地方交付税	16,600,000	17,400,000	▲ 800,000	95.4
	(1) 普通交付税	14,800,000	15,500,000	▲ 700,000	95.5
	(2) 特別交付税	1,800,000	1,900,000	▲ 100,000	94.7
11	臨時財政対策債	7,000,000	6,500,000	500,000	107.7
12	競輪事業収入	70,000	160,000	▲ 90,000	43.8
13	その他	1,010,704	885,497	125,207	114.1
	合 計	108,143,900	108,923,162	▲ 779,262	99.3

平成29年度 一般会計予算案 歳出 目的（款）別構成

（歳出）

（単位：千円、％）

款	平成29年度		平成28年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 議会費	773,343	0.5	785,575	0.5	▲12,232	98.4
2 総務費	16,322,750	10.6	16,630,099	10.7	▲307,349	98.2
3 民生費	55,984,884	36.2	54,907,519	35.2	1,077,365	102.0
4 衛生費	10,001,615	6.5	10,135,425	6.5	▲133,810	98.7
5 労働費	732,871	0.5	762,597	0.5	▲29,726	96.1
6 農林水産業費	4,110,588	2.7	4,172,352	2.7	▲61,764	98.5
7 商工費	4,371,170	2.8	4,466,987	2.9	▲95,817	97.9
8 土木費	22,325,213	14.5	23,540,466	15.1	▲1,215,253	94.8
9 消防費	4,822,432	3.1	4,706,193	3.0	116,239	102.5
10 教育費	11,640,918	7.5	11,630,391	7.5	10,527	100.1
11 災害復旧費	20,500	0.0	20,500	0.0	0	100.0
12 公債費	23,232,795	15.0	23,912,658	15.3	▲679,863	97.2
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合計	154,439,079	100.0	155,770,762	100.0	▲1,331,683	99.1

平成29年度 一般会計予算案 性質別構成

(単位：千円、%)

区 分 性 質	平成29年度		平成28年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A/B
1 人件費	24,696,441	16.0	25,697,522	16.5	▲1,001,081	96.1
2 扶助費	30,465,373	19.7	29,372,650	18.9	1,092,723	103.7
3 公債費	23,232,795	15.0	23,912,658	15.3	▲679,863	97.2
義務的経費 小計	78,394,609	50.7	78,982,830	50.7	▲588,221	99.3
4 普通建設事業費	15,042,421	9.7	16,200,416	10.4	▲1,157,995	92.9
(1) 補助事業費	6,994,249	4.5	8,332,421	5.4	▲1,338,172	83.9
(2) 単独事業費	6,807,258	4.4	6,767,033	4.3	40,225	100.6
(3) 県営事業負担金	1,240,914	0.8	1,100,962	0.7	139,952	112.7
5 災害復旧事業費	20,500	0.0	20,500	0.0	0	100.0
投資的経費 小計	15,062,921	9.7	16,220,916	10.4	▲1,157,995	92.9
6 物件費	21,507,558	13.9	21,006,115	13.5	501,443	102.4
7 維持補修費	1,686,831	1.1	1,616,733	1.0	70,098	104.3
8 補助費等	17,950,629	11.7	18,932,103	12.2	▲981,474	94.8
(1) 負担金寄附金	8,462,879	5.5	9,125,212	5.9	▲662,333	92.7
(2) 補助交付金	8,490,913	5.5	8,822,659	5.7	▲331,746	96.2
(3) その他	996,837	0.7	984,232	0.6	12,605	101.3
9 積立金	19,187	0.0	27,168	0.0	▲7,981	70.6
10 投資及び出資金	1,988,303	1.3	1,927,404	1.2	60,899	103.2
11 貸付金	1,269,153	0.8	1,230,120	0.8	39,033	103.2
12 繰出金	16,459,888	10.7	15,727,373	10.1	732,515	104.7
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合 計	154,439,079	100.0	155,770,762	100.0	▲1,331,683	99.1